（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（特例通算遺族年金の転給の請求）

第三十一条　第二十三条の規定は、特例通算遺族年金の転給について準用する。この場合において、同条第一項中「第三十七条第六項」とあるのは「第四十三条第三項」と、「廃止前農林共済法第五十条第一項」とあるのは「廃止前旧制度農林共済法第四十九条の三第三項において準用する厚生年金保険法第六十七条第一項」と、「同順位者若しくは次順位者」とあるのは「同順位者」と、「廃止前農林共済法第五十二条前段」とあるのは「廃止前旧制度農林共済法第四十九条の三第三項において準用する厚生年金保険法第六十三条第一項」と、「同順位者若しくは平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第五十二条後段の規定により遺族の転給を請求しようとする次順位者」とあるのは「同順位者」と、同条第二項第一号中「第三十七条第六項」とあるのは「第四十三条第三項」と、「廃止前農林共済法第五十条第一項又は第五十二条各号」とあるのは「廃止前旧制度農林共済法第四十九条の三第三項において準用する厚生年金保険法第六十三条第一項各号又は第六十七条第一項」と読み替えるものとする。

（特例老齢農林年金の決定の請求）

第三十二条　平成十三年統合法附則第四十四条第一項又は第六項の規定により特例老齢農林年金の決定の請求をしようとする者は、第十八条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　戸籍抄本

二　次に掲げるいずれかの書類

イ　厚生労働省その他の公的年金制度の管掌機関の確認を受けた年金加入期間確認通知書

ロ　厚生年金保険法による老齢厚生年金の年金証書の写し、厚生年金保険法施行規則第八十二条第一項の規定による老齢厚生年金の裁定に係る通知に関する文書の写し及び国民年金法施行規則第六十五条第一項の規定による老齢基礎年金の裁定に係る通知に関する文書の写し

（特例老齢農林年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合等の届出）

第三十三条　第十九条及び第二十条の規定は、特例老齢農林年金の受給権者について準用する。この場合において、同条第一項中「平成十三年統合法附則第三十四条第一項」とあるのは「平成十三年統合法附則第四十四条第九項において準用する平成十三年統合法附則第三十八条第八項」と読み替えるものとする。

（特例障害農林年金の決定の請求）

第三十四条　平成十三年統合法附則第四十五条第一項の規定により特例障害農林年金の決定の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。

一　第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二　障害の原因である疾病又は負傷の傷病名、疾病又は負傷が発生した年月日及び疾病又は負傷につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた年月日（以下「初診日」という。）並びに当該疾病又は負傷が治っているときはその旨及びその治った年月日

三　特例年金政令第二十二条において準用する厚生年金保険法第五十四条第一項に規定する障害補償（以下単に「障害補償」という。）を受けることができる者にあっては、その旨

四　加給年金額の対象者となるべき者があるときは、その者の氏名、生年月日及び基礎年金番号